平成２５年（フ）第４７４１号
大阪市城東区新喜多東２丁目３番28―611号
債務者　野村　恭子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７８７号
大阪府吹田市岸部北１丁目18番３号、住民票上の住所大阪府摂津市千里丘３丁目11番17号
債務者　北吉　文夫（旧姓日髙）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８９７号
大阪府寝屋川市平池町28番18号
債務者　三好　志乃（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９４４号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番２―412号
債務者　栗林　威城
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５１号
大阪市西成区山王２丁目15番７―410号
債務者　山下美佐子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９６０号
大阪府摂津市昭和園５番14号
債務者　村上　紀子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９７０号
大阪府吹田市昭和町24番５―101号
債務者　原野めぐみ
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９７６号
大阪府門真市下島町15番７―106号
債務者　村田　季好
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４号
大阪府南河内郡河南町大宝１丁目32番26号
債務者　下茂美和子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７４５号
堺市東区大美野164番地４　西山ハイツ206号
債務者　中島　嘉治
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９４８号
堺市堺区甲斐町西１丁１番28―608号
債務者　宮下ますみ
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５１号
大阪府富田林市若松町４丁目２番９号201、前住所大阪府羽曳野市埴生野577番地の９
債務者　新家　禎敦
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５６号
大阪府柏原市石川町７番30―123号　阪南ジャンボハイツ
債務者　西　雅一
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
徳島県三好市東祖谷菅生196番地
債務者　名頃ヒサ子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第１４９号
東京都調布市八雲台１丁目34番地７八雲台荘202
債務者　花城　勝也
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３８号
熊本県山鹿市津留3325番地　津留団地１―14―62
債務者　池田一二三
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第８８５号
東京都多摩市南野３丁目４番地の11プレジオ多摩105
債務者　加島　義之
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部